



日に退院、同年6月頃まで通院していた。

平成26年9月21日、請求人の夫が[ ]されたことにより、請求人一家は収入が完全に途絶えることになった。

そのため、請求人は、平成26年10月23日、処分庁に対し、保護を申請(以下「本件申請」という。)したが、その際、処分庁職員に、求職活動の方法については、求人情報誌を利用することに差し支えないかを確認し、大丈夫である旨回答を得た。これは、請求人は、[ ]歳の子どもを抱えており、ハローワークに行くことが難しかったので、ハローワークではなく求人情報誌を通じて求人を探しても問題ないか、確認する必要があったからである。なお、上記処分庁職員の回答は、申請に同行した審査請求人代理人も聴いている。しかし、請求人は、求人情報誌等を利用して求人を探し、求職活動をしたにもかかわらず、本件処分がなされた。

請求人は、平成26年11月21日、再度生活保護申請を行ったが、その際、処分庁職員に却下理由を確認したところ、ハローワークに行っていないことが判断材料になったとのことであった。

なお、生活保護の再申請について、同年12月19日付けで保護開始決定が出た。

## (2) 補足性の原則(稼働能力の活用)について

生活保護法(昭和25年法律第144号。以下「法」という。)4条1項が定める「利用しうる能力を活用する」との補足性の要件は、申請者が稼働能力を有する場合であっても、その具体的な稼働能力を前提とした上、申請者にその稼働能力を活用する意思があるかどうか、申請者の具体的な生活環境の中で実際にその稼働能力を活用できる場があるかどうかにより判断すべきであり、申請者がその稼働能力を活用する意思を有しており、かつ、活用しようとしても実際に活用できる場がなければ、「利用し得る能力を活用していない」とは言えない(名古屋地方裁判所平成8年10月30日判決。名古屋高等裁判所平成9年8月8日判決も同旨。)

そして、稼働能力を活用しているか否かについては、生活保護法による保護の実施要領について(昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。)第4-1に「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判断すること。」とされている。

本件処分時、請求人は[ ]歳と稼働年齢にはあるが、[ ]歳、[ ]歳の子どもを抱えて主婦業と両立して就労するには限界がある。請求人には、その稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるものの現在の不況下では、請求人の年齢の女性が実際に就労の場を得ることは容易ではない。

以上のとおり、請求人は、求人情報誌等を利用して真摯に求職活動を行っ

たものの、就労の場をうることができなかった。

したがって、請求人は、利用し得る能力を活用しており、補足性の要件を充たしていることは明らかである。

本件処分には、請求人が稼働能力を活用しているにもかかわらず、稼働能力不活用を理由として保護申請を却下した違法・不当性がある。

### (3) 請求人の申請権の侵害

本件処分は、却下の理由を、稼働能力不活用としている。

請求人が、求人情報誌等を利用して真摯に求職活動をしているにもかかわらず、却下処分がなされたこと、及び処分庁職員のハローワークに行っていないことが却下の理由であるとの発言から、却下の理由が、請求人がハローワークに行っていないことにあることは明らかである。

しかし、前述したとおり、請求人は、本件申請の際、処分庁職員に、求職活動の方法については、求人情報誌を利用することに差し支えないかを確認し、大丈夫である旨回答を得ている。

さらに、平成 26 年 11 月 5 日、請求人が求職活動状況報告書を処分庁に提出した際、処分庁職員から、「ハローワークに行っていないんですね。」と言われたのに対し、「ハローワークに行っていないとだめですかね。」と聞いたところ、「大丈夫ですよ。」と回答があった。

それにもかかわらず、処分庁は、稼働能力不活用を理由として請求人の本件申請を却下している。

そもそも、稼働能力を活用しているかの調査に際し、申請者がハローワークに行って求職活動をしていることが必要であると解すべき根拠はない。であるからこそ、処分庁職員も、求人情報誌を利用した求職活動で差し支えない旨回答したのである。

しかし、この点を置き、仮に求職活動に際し、ハローワークに行くことが必要であるとしても、請求人は、処分庁の指導を無視してハローワークに行かなかったのではない。前述のとおり、処分庁職員に対し、求人情報誌を利用した求職活動でも差し支えないかどうかを確認し、大丈夫である旨の回答を得たからこそ、そのような方法を探ったのである。そのような回答をしながら、処分庁職員の誤った回答に従って求職活動をした請求人の本件申請をハローワークに行かなかったという一点のみで稼働能力不活用を理由に却下するというのは、不当極まりない。請求人を欺いて保護を受ける権利の行使を妨げたものと言っても過言ではなく、請求人の申請権を実質的に侵害し、法 7 条、24 条に違反するもので違法・不当である。

## 第 2 認定事実

審査庁において、次の事実を認定する。

- 1 平成 26 年 10 月 23 日、請求人は請求人代理人とともに処分庁を訪れ、保護の

申請を行った。申請理由の主旨は「請求人の夫が経営する会社の収入で生活してきたが、夫が平成 26 年 9 月に逮捕され、収入がなくなってしまい、援助を期待できる親族もお金にかえられる財産もない。現金・預貯金もほとんどなく、このままでは、請求人も子供達も生活できないため。」というものであった。

また、請求人から聞き取った、請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴、病歴、資産及び扶養義務者等の状況は、同日付で作成された面接記録票に記載されていた。

なお、処分庁は、請求人が健康上問題はないとの回答であったため就労の意思を確認し、異論はなかったことから稼働能力を求め、2 週間の求職活動を行うよう求職活動状況報告書を手交した。また、求職活動については、ハローワークの専門援助窓口を主とし、その他求職情報誌等も活用しながら真摯に取り組むよう説明したとケース記録には記載されている。

2 平成 26 年 11 月 5 日、請求人が処分庁を訪れ、求職活動状況申告書の提出があった。4 件の応募が記載されていたが、いずれも求職情報誌のみを活用したものであり、ハローワークでの求職相談はされていなかった。

3 平成 26 年 11 月 11 日、処分庁は、請求人の保護申請に対する診断会議（以下「会議」という。）を開催した。

ケース記録には、「請求人は■歳と稼働年齢層にあり、健康上問題なく稼働能力の活用について同人から異論もなかったことから、2 週間の求職活動を行うよう指導し、期限内に求職活動状況申告書が提出された。

請求人から提出された求職活動状況申告書の内容から、求人情報誌による求職活動は行っているが、ハローワークでの相談はなかった。請求人は、近年職についておらず、昨今の社会状況を鑑みるに、自身の力のみで職を得るには限界があり、真摯に職を求めらるのであれば専門部署であるハローワークを活用することは必然であるにもかかわらずそれが行われていない。よって、稼働能力を十分に活用する意思があるとはいえず、本件申請を却下すると判断された。」とあり、処分庁は、稼働能力の不活用のため、本件処分を決定した。

### 第 3 判断

1 稼働能力の活用について、次のとおり法及び国の通知にその取扱いが定められている。

(1) 保護の補足性について、法 4 条 1 項に、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる。」とある。

(2) 稼働能力の活用について、局長通知第 4 に、

「1 稼働能力を活用しているか否かについては、①稼働能力があるか否か、②その具体的な稼働能力を前提として、その能力を活用する意思があるか否か、③実際に稼働能力を活用する就労の場を得ることができるか否か、により判

断すること。

また、判断に当たっては、必要に応じてケース診断会議や稼働能力判定会議等を開催するなど、組織的な検討を行うこと。

2 稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。

3 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が2で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。

4 就労の場を得ることができるか否かの評価については、2で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因を踏まえて行うこと。」とある。

2 これらのことを踏まえ、本件処分について検討する。

稼働能力の活用について検討する。

(1) 稼働能力があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の1のとおり請求人が健康上問題はないとの回答であったため、就労の意思を確認し、異論はなかったことから就労が可能と判断した。また、面接記録票には、請求人の年齢、生活歴及び職歴等について記載されている。

局長通知第4-2に、「稼働能力があるか否かの評価については、年齢や医学的な面からの評価だけでなく、その者の有している資格、生活歴・職歴等を把握・分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案して行うこと。」とある。処分庁は、上記第2の1のとおり生活歴・職歴等を把握し、      歳と稼働年齢層にあり、健康上問題なく稼働能力の活用について、請求人から異論もなかったことから、稼働能力を求め、2週間の求職活動を行うよう求職活動状況報告書を手交しているが、ケース記録には、請求人の有している資格、生活歴・職歴等を分析し、それらを客観的かつ総合的に勘案のうえ検討している記載はなく、稼働能力があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

(2) 稼働能力を活用する意思があるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第2の1のとおり請求人に真摯に求職活動を行い、求職活動状況申告書を提出するよう伝え、当該申告書の提出を受けた。上記第2の2のとおり求職活動状況申告書には、4件の応募が記載されていたが、いずれも求職情報誌のみを活用したものであり、ハローワークでの求職相談はされていなかった。

局長通知第 4-3 に、「稼働能力を活用する意思があるか否かの評価については、求職状況報告書等により本人に申告させるなど、その者の求職活動の実施状況を具体的に把握し、その者が 2 で評価した稼働能力を前提として真摯に求職活動を行ったかどうかを踏まえ行うこと。」とある。処分庁は、上記第 2 の 1 及び第 2 の 3 のとおり請求人から提出された求職活動状況申告書により求職活動の状況を把握し、昨今の社会状況を鑑みるに、請求人が自身の力のみで職を得るには限界があり、真摯に職を求めるのであれば専門部署であるハローワークを活用することは必然であるにもかかわらずそれを行わなかったため、稼働能力を活用する意思があると言えないと判断しているが、(1)で検討したとおり稼働能力があるか否かの評価を適切に行っていない。このため、請求人の稼働能力を前提とした真摯な求職活動の有無を検討したとは認められず、稼働能力を活用する意思があるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

(3) 就労の場を得ることができるか否かの評価について検討する。

処分庁は、上記第 2 の 1 のとおり面接記録票に請求人の年齢、生活状況、生活歴、職歴及び病歴等を把握している。また、上記第 2 の 3 のとおり「請求人は、近年職についておらず、昨今の社会状況を鑑みるに、自身の力のみで職を得るには限界があり、真摯に職を求めるのであれば専門部署であるハローワークを活用することは必然であるにもかかわらずそれが行われていない。」とケース記録にある。

局長通知第 4-4 に、「就労の場を得ることができるか否かの評価については、2 で評価した本人の稼働能力を前提として、地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報や、育児や介護の必要性などその者の就労を阻害する要因をふまえて行うこと。」とある。しかし、処分庁は、請求人の生活状況や職歴等を把握しているが、ケース記録には、これらの生活状況等から稼働能力を前提とした就労を阻害する要因・地域における有効求人倍率や求人内容等の客観的な情報を踏まえ検討した記載はなく、就労の場を得ることができるか否かの評価を適切に行っているとは言えない。

これらを踏まえると、稼働能力を活用しているか否かについて、局長通知第 4 に基づき、適切に判断しているとは言えない。

したがって、稼働能力の不活用のため、法 4 条 1 項に定める保護の要件を欠くものとしたことについて、違法・不当と言わざるを得ない。

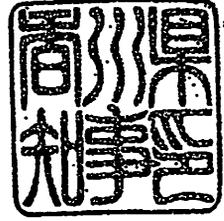
以上のことから、本件処分は、法及び通知に基づき適正になされたと認められず、違法・不当であると言わざるを得ない。

#### 第 4 結論

本件審査請求は、理由があると認められるため、行政不服審査法（昭和 37 年法律第 160 号）40 条 3 項の規定を適用し、主文のとおり裁決する。

平成 27 年 3 月 25 日

審査庁 香川県知事 浜田 恵造



8

8